

国際ビジネスに対する税制上の優遇措置



国際ビジネス活動に該当するものは？

通常、活動の一方の当事者がカナダの非居住者（企業）で、以下の活動を対象とした非居住者（企業）向けの取引、または非居住者（企業）との取引、もしくは非居住者（企業）の代理で行われる取引がこれに該当します。

- 国際的なデジタルメディアの配信（2010年に発表されているが、未だ適用されていない）
- 国際的な炭素クレジットの取引と認証業務（2010年に発表されているが、未だ適用されていない）
- 国際的なクリーンテクノロジー業務（2010年に発表されているが、未だ適用されていない）
- 国際的な投資資金の運用
- 外国為替取引、ただし自己勘定取引を除く（外国為替取引を主要業務としている金融機関と金融会社のみ）に適用）
- 非居住者（企業）を対象とした融資または預金（アームズレンダスルールに則した取引のみ）の取り扱い
- 貿易金融（信用状を含む）
- 非居住者（企業）から買い取った無償還債権のファクタリング（売掛債権買取）または売掛金の回収
- 居住者（企業）のために代行する、非居住企業が発行したカナダ証券取引所非上場の証券投資の運用
- 非居住者（企業）のための投資運用
- 非居住者（企業）のために本人として行う証券の取得、処分、寄付、もしくは引き受け（証券会社のみ）
- 居住者の代理人として行う証券の取得、処分、寄付、もしくは引き受けに関する非居住者と交わす契約または契約申し入れ。ただし所得税規則（カナダ）第3200節で規定されている証券取引所上場の証券は除く（証券会社のみ）
- 非居住者本人として行う、所定の証券の取得または処分に関する非居住者と交わす契約または契約申し入れ（証券会社を除く）
- 非居住者の代理人として行う証券の取得、処分、寄付、もしくは引き受けに関する、カナダの居住者もしくは別の非居住者と交わす契約または契約の申し入れ
- 認可された特許の販売、譲渡、ライセンス供与。物品・サービスの販売（この物品・サービスの収益は、当該企業保有の特許を取得するに至った発明に基づいていること）。この特許はライフサイエンス、特定の環境技術関連の特許（排水、燃料電池、風力・太陽光・潮力発電）が対象となる。これにより75%から最高800万ドルまで還付が受けられる。
- 直接金融型リースによる非居住者（企業）への固定資産の賃貸
- 非居住者（企業）の金融業務に直接関連する管理業務支援サービスの提供
- 主要設備や建物・施設が一時的に使用不能となった場合のバックアップ支援サービスの提供
- 非居住者（企業）のための財務アドバイス、財務調査
- 非居住者（企業）を対象とした外国為替取引もしくは投資の管理
- 映画の上映権・テレビ放映権のカナダ国外での配給
- 非居住者およびカナダ国外における資産もしくは出来事に関する、生命、疾病、または事故以外のリスクの保険契約（キャプティブ保険も含む）

国際ビジネス活動（IBA: International Business Activity）に登録すると、該当する活動で得た所得に対する州税は全額まで還付を受けることができ、2012年度は15%の連邦法人所得税のみがかかります。

登録資格

登録するには、下記の条件を満たす必要があります。

- カナダ法人であること*
 - 所得税法（カナダ）[Income Tax Act (Canada)] で規定されている所得税を免除されていないこと
 - ブリティッシュ・コロンビア州に恒久的施設を有すること
 - 登録後90日以内に国際金融ビジネス業務を立ち上げて営業すること
 - 登録後90日以内にAdvantageBC に加入すること
- * ブリティッシュ・コロンビア州政府の発表によると、カナダ国内で営業している外国銀行の支店（スケジュールIIIの銀行）もBC州のIBAプログラムへの参加資格が認められるようになるが、この改正案を実施する規則は未だ発効していない。

登録企業の社員にも、州所得税の還付を受けられる場合があります

IBAプログラムに参加する企業は、社員を国際ビジネス (IB) スペシャリストとして登録することができます。

- 登録IBスペシャリストは該当する所得にかかる州税の還付を申請することができる。還付額は初年度と2年度目は全額、3年度目は75%、4年度目は50%、5年度目は25%。
- この資格を満たすには、年俸が最低\$100,000であること。
- IBスペシャリストはカナダ国外から赴任して、特定の専門知識を提供すること。またカナダに入国する前に雇用契約を既に交わしていること。
- 業務に費やす時間の最低70%は該当する国際ビジネス業務に専念することが義務づけられている。
- 管理部門業務ならびにバックオフィス業務に従事する場合は、時間割合の義務付けはない。
- プログラム参加企業の関連会社内で、適用資格のある、管理部門業務ならびにバックオフィス業務に従事するスペシャリストの数は4名までとする。

IBAプログラムに参加する企業は、重要な意思決定を行う人 (複数可) をエグゼクティブ・スペシャリストとして登録することができます。

- 登録エグゼクティブ・スペシャリストは該当する所得にかかる州税の還付を申請することができる。還付額は初年度と2年度目は全額、3年度目は75%、4年度目は50%、5年度目は25%。
- この資格を満たすには、年俸が最低\$250,000であること。
- この年俸報酬は、プログラム参加企業の国際金融ビジネスの収入の計算に必ず組み入れること。
- プログラム参加企業の関連会社内で、適用資格のあるエグゼクティブ・スペシャリストの数は2名までとする。
- 雇用契約を交わす前は、カナダの非居住者であったこと。正式にカナダの居住者となる年の12月31日までに登録申請することが義務づけられている。
- 契約を交わす者、およびその親族は、登録企業と (アームズレングスルールに則して) 対等の立場で公正な取引を行うこと。

バンクーバー — 世界でも非常に優位な税制上の優遇措置が設けられている

税指数の比較 (法人向けサービス)		税総合指数 2012†
カナダ	バンクーバー-IBA登録企業 (推定)	49.7
	バンクーバー	56.4
	トロント	65.9
	モントリオール	70.1
インド	チェンナイ	47.1
メキシコ	メキシコシティ	60.3
英国	ロンドン	74.0
米国	ポートランド (オレゴン州)	98.7
	シアトル (ワシントン州)	99.5
	サンディエゴ (カリフォルニア州)	99.9
	ニューヨーク (ニューヨーク州)	104.4
	サンフランシスコ (カリフォルニア州)	104.4
ドイツ	フランクフルト	128.8
日本	東京	138.1
イタリー	ミラノ	182.4
ブラジル	サンパウロ	182.9
フランス	パリ	259.8

KPMG 優位な選択肢2012年、特別報告書：税に焦点 † 指数は米国平均を100とした場合の比率

法人向けサービスは、専門サービス業務 (金融機関以外が行う国際金融サービス) と支援サービス業務 (共用サービスセンター) の2つの業務の分析に基づく。税総合指数 (サービス業) には、所得税、資本税、売上げ税、固定資産税、地方事業税、給与所得にかかる税金など企業に課せられるすべての税金が含まれる。

- 「KPMG 優位な選択肢2012年、特別報告書：税に焦点」では、米国企業の納税額の合計を指数とし、その納税額の総合指数 (TTI) に対する各地のスコアを用いて世界55都市の税コストを比較したもの。この税金には所得税、資本税、売上税、固定資産税、雑種事業税、休日手当、給与税などが含まれる。
- 報告書記載の他の所見
 - バンクーバーは、税総合指数がインドのチェンナイ (46.4) について、世界で2番目に低い都市 (49.2) としてランクされている。この総合指数には、デジタルメディア、研究開発、法人向けサービス、製造の4つのセクターが含まれる。
 - デジタルメディア部門では、バンクーバーはトロント (7.9)、モントリオール (25.2) について3番目 (34.5) にランクされている。
 - 研究開発部門では、バンクーバーはモントリオール (20.3) について2番目 (32.9) にランクされている。
 - 製造部門では、バンクーバーは中国の成都 (43.6)、インドのチェンナイ (45.5) について3番目 (53.0) にランクされている。
 - Z/Yen グループが2012年9月発表した世界金融センター指数によると、フィナンシャルセンターとしてバンクーバーは世界16位にランクされている。ウエルス・マネジメントの分野でも8位にランク。

低いビジネスコスト

「KPMG 優位な選択肢2012年」では、専門サービスセクターには、証券取引、外国為替、資金管理、ウェルスマネジメント、財務活動など様々なサービスを提供する国際金融サービス業の運営経費が反映されている。本サービスは非居住者（企業）を主に対象として営まれているものとみなす。

コスト指数 — 専門サービス会社

都市	コスト指数
バンクーバー (BC州)	87.0
モントリオール (ケベック州)	81.7
トロント (オンタリオ州)	89.3
シアトル (米国ワシントン州)	96.9
フランクフルト (ドイツ)	100.9
パリ (フランス)	102.3
ロンドン (英国)	104.3
サンフランシスコ (米国カリフォルニア州)	105.1
東京 (日本)	129.0

出典：KPMG 優位な選択肢2012年

確かなビジネス環境

- カナダ連邦所得税率は15%
- 世界最大の市場である北米自由貿易地域や米国に隣接しており、ブリティッシュ・コロンビア州の企業は北米自由貿易協定下で関税なしで市場へアクセスできるメリットがある。
- ブリティッシュ・コロンビア州は、貨物の移動（トラック、鉄道、航空機、船舶での輸送）を円滑に行う目的で30億ドルのゲイトウェイプロジェクトを立ちあげ、アジアの輸入業者に北米の輸送の要所としてBCを選ぶように奨励している。
- 登録の所要時間はわずか数時間。BC州の登記企業は取締役をわずか1人置くだけでよく、取締役は居住要件を満たす必要はない。

詳細のご案内

AdvantageBC International Business Centre • Vancouver (旧FC BC) はブリティッシュ・コロンビア州へ国際ビジネスの誘致推進を目的に1986年に設立され、国際ビジネス活動 (IBA) プログラムを通じて法制化された税制上の優遇措置の利用を積極的に奨励しています。AdvantageBCでは、税制優遇措置をはじめ、高学歴で多言語をあやつる人材、優れた通信インフラ、クリーンで優位性の高いエネルギー、高い生活水準など企業投資に最適な場所としてブリティッシュ・コロンビアがもつ数々のメリットを広くご案内しています。詳細はAdvantageBCのWebサイトwww.advantagebc.caへアクセスしてください。

国際ビジネス活動 (IBA) プログラムは、ブリティッシュ・コロンビア州財務省が所管しています。登録には、一定の基準を満たすことが必要です。詳細は同省Webサイト (www.sbr.gov.bc.ca/business/Income_Taxes/International_Business_Activity/iba.htm) をご覧ください。

本内容は便宜上の手引きとしてのみ解説したもので、法律に代わるものではありません。企業各社が国際ビジネス活動法 (IBAA) に定められている優遇措置の利用を検討している場合、各社ごとに本措置を適用できるかどうか専門家にご相談ください。

2012年10月

お問い合わせ先

Bruce Flexman, MBA, FCA
President
T: 604.683.6627
F: 604.683.6646
E: bflexman@advantagebc.ca

Jimmy Mitchell
Vice President, Business Development
T: 604.558.1007
F: 604.683.6646
E: jmitchell@advantagebc.ca

www.advantagebc.ca

 **AdvantageBC**
International Business Centre • Vancouver
Suite 3093, Three Bentall Centre ~ 595 Burrard Street
Vancouver, British Columbia ~ V7X 1C4 ~ Canada